

厚岸町議会 第3回定例会

平成24年9月6日

午前10時00分開会

- 議長（音喜多議員） ただいまから、平成24年厚岸町議会第3回定例会を続会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。

- 議長（音喜多議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、4番、佐々木議員、5番、中川議員を指名いたします。

- 議長（音喜多議員） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、7番、金橋議員の一般質問を行います。

7番、金橋議員。

- 金橋議員 第3回定例会の一般質問に当たり、通告してあります質問事項について伺います。

1つ目は、厚岸町の長期滞在者への取り組みについてであります。

このことについては、平成23年第4回定例会の中で、移住・長期滞在に関する釧路市との連携はどうなっているのかの問いの答え、この地域全体への移住や長期滞在を増加させることが重要と考えておりということであります。このことであります。

(1) 釧路市では、長期滞在者に人気のある短期賃貸マンションが増え、受け入れ態勢が整ってきていると新聞報道にあったが、厚岸町では厚岸町内の空き室や空き家の情報を釧路市に提供するなど、連携をとる方法は考えていないか。

(2) 厚岸町内の廃校を生かして、長期滞在者に当てることはできないのか。

2つ目であります。

厚岸町の被災地の子供一時避難受け入れの取り組みについてであります。

(1) 浜中町では、福島県の子供たちに夏休みを過ごしてもらう「ふくしまキッズ夏季林間学校」という事業が行われたが、今後、厚岸町はこれに類する事業を行うことはできないか。

(2) 厚岸町内の廃校等を生かして、被災地の子供たちを対象にした「夏季林間学校事業」はできないか。

以上のことを伺いいたします。

- 議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

7番、金橋議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の厚岸町の長期滞在者への取り組みについてのうち、「釧路市では、長期滞在者に人気のある短期賃貸マンションが増え、受け入れ態勢が整ってきていると新聞報道にあったが、厚岸町では、厚岸町内の空き室や空き家の情報を釧路市に提供するなど、連携を取る方法は考えていないか」についてであります。釧路市における長期滞在の取り組みは、市内の不動産業者やホテル業者、レンタカー会社、観光業者などで設立をした「くしろ長期滞在ビジネス研究会」が主体となって、滞在物件の紹介や首都圏でのPR活動、滞在者のサポート業務などを行っております。

長期滞在者のほとんどが、ホテルや短期賃貸マンションを利用しており、この背景として都市部に居住していた方が多く、長期滞在先でも買い物や交通の便、余暇施設の有無といった利便性を求めていることが、釧路市が行ったアンケート調査の結果からうかがえます。

また、本年度、釧路市内で過ごす長期滞在者が大幅に増えた要因として、短期の賃貸マンションが増えてきて、受け入れ態勢が整ってきたことがあります。こうしたマンションタイプの物件は、テレビや冷蔵庫、電子レンジ、掃除機などの家電製品一式や寝具などのほか、調理機器や食器までも揃えられており、滞在者は何も用意しなくても到着後、すぐに快適な生活ができるよう配慮されております。

厚岸町における長期滞在者数などの実態については把握できておりませんが、問い合わせもほとんどないのが現状であります。なお、釧路市との連携については、長期滞在者に厚岸町の観光や食の情報を提供していただいているところであります。

ご質問にある「町内の空き室や空き家の情報提供などの連携」については、研究会の事務局を担う釧路市に問い合わせたところ、不動産会社の紹介は問題ないものの、個別の物件を紹介する不動産取引に行政が介入することは、宅地建物取引業法の関係から困難であるため、釧路市においても民間事業者が組織する研究会が運営しているとのことであり、町内の不動産などが研究会へ加入した上で、長期滞在者を受け入れることは可能であると考えますので、そうした場合には、厚岸町として可能な範囲で支援してまいりたいと存じます。

次に、「厚岸町内の廃校舎等を生かして、長期滞在者の利用に充てることはできないか」についてであります。耐震性の問題もあり、町内で利用可能なのは旧上尾幌小中学校校舎のみであります。必要な手続をとることで、長期滞在者の受け入れ施設として利用することも可能とは判断しますが、鉄筋コンクリート造の建物改修することは容易ではありません。

さきにも述べましたように、長期滞在を目的に訪れる利用者の大半は、居住する物件の快適性や利便性を求めており、廃校舎等の未利用施設を活用するとすると、水回りを初めとした生活に必要な環境を居室単位で整備する必要があり、大規模な校舎等を改修するには多額の改修費用が生じます。

また、廃校舎は市街地から離れた場所に位置することから、利便性においても適しておらず、ご提案のあった廃校舎等の活用は、現実的ではないと考えておりますのでご理解願います。

被災地の子供の一時避難受け入れについては、教育長から答弁があります。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私からは、ご質問2番目の「厚岸町の被災地の子供一時避難受け入れの取り組みについて」お答えをさせていただきます。

1点目の浜中町では、「福島県の子供たちに夏休みを過ごしてもらう（ふくしまキッズ夏季林間学校）」という事業が行われたが、今後、厚岸町はこれに類する事業を行うことはできないか」についてですが、ご質問にもあります浜中町における事業ですが、平成23年度から福島の子供たちを守るための活動を民間団体の協力連携のもと結成された任意団体、本年度名称が変わり「ふくしまキッズ実行委員会」が事業主体となり、北海道プログラムとして、平成23年度は500人、本年度は400人規模での林間学校事業の一環として実施されたもので、浜中町のNPO法人霧多布湿原ナショナルトラストが、昨年度受け入れを実施した札幌のNPO団体に働きかけ、本年度の実施に至ったと聞いております。

また、浜中町での林間学校については、道内9コースの北海道プログラムのうちのひとつとして位置づけられ、参加児童の自己負担は3万円程度で、不足分を福島キッズ実行委員会が補填する形となっています。

受入れ先は、町内の酪農家9件の協力により、それぞれホームステイしながらプログラムを実施、これら酪農家への働きかけなど事業については、NPO法人が事業展開を行っており、行政の支援としては、移動時の交通手段としてバス運行、集合場所やイベント実施時の施設として、廃校後にそろばん塾として利活用されている姉別小学校の校舎を利用させたとの内容であります。

厚岸町においても事業展開ができないかとのお尋ねですが、昨年の震災後、4月に道教委から「がんばれ福島夏季北海道林間学校の開催について」の意向調査がありました。これは、北海道林間学校実行委員会が、「夏季北海道林間学校基本計画」に基づき、福島原発周辺地区の子供たちを対象に開催するもので、この基本計画によると、実施に当たっては実行委員会を結成し、本事業の子供たちの送り出しには福島県が、受入れには北海道の協力を得て、全国の自然体験活動にかかわるNPOがプログラムを運営するとなっており、この際の利用可能な廃校・休校校舎の調査であり、厚岸町においても利用可能な旧上尾幌小中学校校舎について報告したところでありますが、現在のところ教育委員会が主体となって事業展開するまでには至っておりません。しかし、今後ともNPO法人などからの依頼があれば、できるだけ協力はさせていただきたいと考えています。

2点目の「厚岸町内の廃校を活かしての被災地の子供たちを対象とした（夏季林間学校事業）はできないか」につきましては、前段にお答えいたしましたとおり、耐震性のある旧上尾幌小中学校の校舎を利用することは可能ですが、受電、通水設備点検等、受入れのための準備を考えますと、その事業として最も適した「ネイパル厚岸」を利用することが現実的であると考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。

●議長（音喜多議員） 7番、金橋議員。

●金橋議員 最初の釧路市においても民間事業者がということなのですから、これはやっぱり行政がということではないです。それは確認ということでお聞きしました。

私が言っているのは、要するに民間の厚岸町内の業者の方が、釧路のそういう研究会ありますね、私もその研究会の場には2回ほど出ていますけれども、要するに釧路の中では行政と民間のそういう長期の滞在、ホテルもありましたけれども、ホテルだとかあとマンスリー、そういう形の業者の人と連携をとって、その場の会議の席にはJRもありました。ですから、そういう連携の問題を言っているのもであって、釧路市で民間の業者に働きかけてそういうビジネス研究会、そういうものを立ち上げた、厚岸町でそういうものを立ち上げていくと、大変なことは十分承知です。ただ、釧路市のビジネス研究会があるのであれば、そういうような研究会の中に、ビジネス研究会の中で私もちょっと質問したのですけれども、例えば釧路市だけじゃなくて厚岸町のそういう業者がその場に行って、それで向こうとつないでいくことができないかということも質問しました。それは、向こうの会長である不動産会社の社長さんが、やぶさかではないと言っておりました。

ですから、厚岸町でそういうような不動産関係、あるいはマンションとかそういう人が連携をとって、釧路市ではこのままいくと、長期滞在というのは絶対溢れます。そんなのわかっている話ですよ。要するに4倍、8倍とか、これでいくと倍になっているわけですから、4年前の3倍、延べ世帯数では4年前の8倍に伸びたと新聞報道ありますから、だから恐らく溢れてくるのは当たり前の話です。方向性は事実の積み重ねが決定するのですよ。結局は、数字が伸びてきた、そして関東近辺、関西近辺でそういうものの需要があって、暑いから北海道に来た、釧路、根室に来た。そして釧路市が溢れたら釧路町に行く、標茶町に行く、厚岸町に行くのは当たり前の話なのですよ。

ですから、行政がどうしろということはありません。頼りにしていないということじゃないのですけれども、ただ、行政には知恵があるのですよ。情報があるのですよ。ですから、そういうものを民間の業者の方に提供するとか、そういうような方法があるだったとか、示唆するとか、方向を示すだとか、そういうものがやっていけば厚岸町内だけじゃなくて、釧路市のそっちの釧路市は18万ですか、今、だから釧路町、標茶町、周りのもの含めて、あの近辺って20万ぐらい人口があるわけですよ。何回も同じこと言いますけれども、それと、厚岸町の今は1万500人くらいですか、1万ちょっとですね、こちらで1人がそういうことを考えるということは、釧路市近辺では20人同じこと考えているわけですよ。ですから、そういうのをうまくつないでいけないかということです。

本当にこういう質問については、湊谷課長にはご迷惑をおかけしますけれども、いろいろと情報でね、そのことについてどういような方向づけで、私の言っていることがいいか悪いかです。要するに、今の時点でいいか悪いかだけです。間の善処しますとかは要らないです。だから、それがいいのであれば、少しでもそっちの方向向くように、方向性が向くようにしていくかいかないかだけお聞きしたいのですけれども、よろしくお願いします。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。

私どもも、町長の答弁にもありましたとおり、ビジネス研究会の事務局を担っている釧路市のほうと、いろいろとお話を聞かせていただきました。その中では、ご質問者言われるとおり、年々、長期滞在者の利用というのは増えてきております。希望が増えてきているということです。逆に言うと、それをのみ込めるだけのキャパがないという状況も、釧路市からもお聞きしております。

ただ、釧路市でもまだ使われていないというか、そういった物件もたくさんあるかに聞いております。ただ、釧路市のほうに今訪れている長期滞在者の方々というのは、日常の利便性を求める都市型の方がほとんどだと、一般的に長期滞在で言われている田舎暮らしを求めているような客層というか、そういう利用者はほとんどないということでございます。そういったことから、ビジネス研究会のほうでも、できるだけ先ほど言ったマンスリーだとか、ウィークリーマンション的な体一つで来て、すべてがそろっている部分を整備するとなると、きちんとした形があっても50万円、60万円かかると。1年間のうちで、今は長期滞在伸びているといっても平均で44日と言っておりますから、2カ月足らずです。12カ月あるうちの2カ月足らず、その中でその以外の部分を見ると、どうもそちらに踏み込める業者数というのも、まだまだ足りないという状況でございます。ですから、そういった釧路市の課題もありますけれども、そういった状況を厚岸の中の民間業者の方で、対応はどれだけできるかという問題もあります。

それと、ご質問者が言われたとおり、ビジネス研究会に厚岸町の民間の事業者がこの研究会に入るということは、必ずしもやぶさかではないと言っている裏には、ビジネス研究会のほうに釧路市から補助金が出ております。当然、釧路市の市税入ってきているわけです。そうしたときに、釧路市以外のそういったところの利益に結びつくようなという、ちょっとした課題も残っているということで、そういう希望があればどんどん受けれるよという状況になっていないということでございますので、そういったものを含めて釧路市のほうの研究会とも、事務局のほうとも調整を図っていききたいなと。そして流せるような情報があれば、町内の関連する業者の皆さんにも流すような形を図っていきけるように取り組んでいきたいと思っております。

●議長（音喜多議員） 7番、金橋議員。

●金橋議員 今のことについてはわかりました。

それでいろいろと、私のほうもちょっと私なりに情報だとかそういうもの、そのほかにちょっと別な部分でインターネットだとかそういう部分でも情報、あるいは私の知っている人の中で、関係のする人の中で情報もらって、それで進めていきたいと思えます。お互いに議論して、いい方向に向けていきたいようにしたいと思います。

あと、もう一つ質問しますけれども、私がずっと考えていたことに長期滞在のほうになるのですけれども、戸建ての部分で建てるとなったら大変なのですけれども、例えばスペースが小さい部分で厚岸町の町有地、大体100万円ぐらいあれば、あるいは50坪くらいであれば、その半分ぐらいで手に入れる部分が、手に入れることができる不動産で宅

地があるのですけれども、それを利用して、あとは建てるのは向こうの関東・関西近辺の人が建てるという形で、地元の建設業者の方とか、そのほかに不動産の関係の方と連携をとるようにして、あるいはとらなくてもいいですけれども、情報を流すようにして、そしてこういうようなものがありますよ。釧路、根室は自然の天然クーラーですよというようなことをうたい文句に、厚岸町のホームページなりに出して、それで住んでみませんかというようなことも含めて提案、提案というか、ちょっとPRというわけじゃないですけれども、厚岸町でできないのであれば、厚岸町でこんな物件、あるいはそういうようなことも考えていますよということを釧路市のそういうものに出して、連携とって、そういうこともできないのかなと、ずっとちょっと考えていたものですから、そのことについて進めれるかどうかというのをちょっとお聞きします。

これはちょっと変わった考えだと思いますけれども、もともと私は変わった人間と言われているので、それについては変わった人間じゃないと変わったことはできないと思っています。ちょっとお答え願いたいと思います。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 町有地で、今、未利用地で普通財産の部分は、できるだけそういった用途にということで、いろいろ広報紙にも上げたりしていますし、ネット上でも公開をして、希望者を募っているという状況にあります。今、ご質問者言われたのはそこまでで、それだけではなくて釧路市とのビジネス研究会の連携を図った中での意見というか提案でもありますので、そういったものを先ほど言ったように、いろいろ不動産の情報になるといろいろな部分がある、あるいは釧路市内にもそういったビジネス研究会という意味合いからすると、どこまでの情報を取り入れていただけるのかという部分もありますので、その提案もビジネス研究会のほうとも可能かどうか探っていきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 7番、金橋議員。

●金橋議員 わかりました。そのことについてはわかりましたので、また、こちらのほうももうちょっと勉強をして、その上で質問、質問というかお互いのやりとりをして、いい方向に向けたいと思います。

それともう一つ、先ほどの廃校の関係なのですけれども、廃校の関係でいろいろと調べたのですけれども、利用している部分が結構ありまして、これは確かにいろいろな規制があると思います。ただ、廃校利用でやっている部分でいくと、文化創業支援施設だとか、世田谷物づくり学校だとか、あるいは新冠町の太陽の森ディマシオ美術館とか、例えば事務所に貸し出している廃校だとか、あと物をつくる工場加工施設、これでいくと秋田県ですけれども、白神フーズ生ハム工場だとか、あと体験交流施設だとかいろいろあります。福祉施設、診療所、そのほかにもいろいろあるのですが、これを進めている中で、これを進めているのが文部科学省のほうですね、みんなの廃校プロジェクトという部分であるのですけれども、文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課とい

うところですね。あるのですけれども、この中でずっと見てくると、住宅という部分で平成23年5月1日現在、27軒の住宅に利用されているというのがありますよ。

先ほどもちょっと話したのですけれども、学校利用だけじゃなくて、学校の先生がいる住宅とか、これは限定します。学校と、それから学校の先生が住んでいる住宅に限ります。ほかのほうの質問ではありません。それに関して言えば、今後、生徒が少なくなる、廃校する。例えば、教員住宅が少なくなるということで、そういうものをさきにも言いました長期滞在は、こちらのほうのもう一つ同じような形で、学校のほうのそういう別な事業に使わせることはできないかどうか、可能性はあるかないかだけです。大枠でいいです。法律がどうのこうのじゃなくて、それを使える可能性が現時点、それから未来に向かってそういう可能性が出てくるか出てこないかだけ、大づかみでいいですからちょっとお答えください。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（米内山課長） お答えさせていただきます。

廃校舎並びに廃校した関係する教員住宅の利活用でございますけれども、当然、利活用につきましては、私どももできればということで常に考えているところでございまして、実は上尾幌小中学校につきましても1件、何といたしますか、1件集中した問い合わせがございまして、その件が片づくまでの間、実はご質問者おっしゃっております文科省で、実は廃校舎を集めた利活用の部分の募集も行っています。実はそこに今回は1件の引き合いの部分が片づいたものですから、そちらに載せようというふうに進めているところでございます。ですから、学校につきましてはそういうことで利活用を求めるという姿勢でございます。

あと住宅に関しましては、実は事実団体からも引き合いがございまして、利活用ができれば、その方向で進むと。基本的には離れていまして、教員住宅として入居があれば、それが第一ということで今現在使用してございますし、その利用がないという部分で転用可能な部分については、教育財産から外して利活用を考えるということでございます。

●議長（音喜多議員） 7番、金橋議員。

●金橋議員 そのことについてもわかりました。今後、いろいろと眠っているそういうものを有効に利用していけないかというふうにもいろいろ考えているものですから、それは何回も言いますが、行政だけではもう立ち行かない時代に来ていますから、行政だけに頼るということじゃなくて、その間にあるいろいろな民間の組織、あるいは民間の業者でもそういう社会的に貢献する活動をしているそういう大きな会社だと、そういうものがうまく連携してできるような形で、公共のそういうものを利用してという考えなものですから、その方向から聞きました。その件についてはそれで結構なので。

それでは、その次に厚岸町の被災地の子供を一時避難受け入れの取り組みについてということでお聞きしました。災害というのは時がたつと、どんどん忘れていきます。そ

して1年たちました。忘れていきました。1年たったときに、ちょっと済みません。こんなものを出して申しわけありません。平成24年3月17日土曜日、ネイパル厚岸で防災講演会の東日本大震災の現状と防災の教訓ということで講演会が行われました。こんなものを出したのは、ちょっと言葉で話すだけではぱっと考えられないので、こういうものを出させてもらいました。

講師が、札幌在住の災害ボランティアコーディネーターの吉崎文浩氏で、この方は長く行政関係、国の行政関係におりまして、それからそういうボランティアのことをやって、1年のうち3カ月以上も釜石のボランティアセンターを中心に活動していた人です。そして、講演の後、講演会終わった後に、いろいろと関係する被害の現場を確認された先輩の厚岸町議員など貴重な体験談や、被災地から厚岸町に就職した農協の職員のお話などを聞くことができました。このことを言っているということではないのですよ。要するに、災害というのは時がたつと、年月がたつとどんどんどんどん忘れていって、みんな何も考えないで、そんなことがあったのでしょうねというふうになるだろうということを言っているのです。

これが本題ではありません。この後に吉崎さんから、旧知の仲なので言われました。その後にこういうものを渡されまして、これが福島県のふくしまキッズ夏季林間学校活動報告ということで、これの半分です。渡されまして、厚岸で受け入れできないのかと言われました。私もこのことについては、はっきり言ってどういうものなのか、組織なんかはわかりませんでした。先ほど、教育長、言われたように、その内容がわからなくて私なりにインターネットで調べたら、その中にはいろいろと入っている部分でいくと、協力団体ではNPO関係の「ねおす」という北海道の札幌市の団体とか、NPO法人の協力支援協会、北海道大沼ふるさとの森自然学校、北海道教育大学、北海道旅客鉄道株式会社などが含まれていました。

はっきり言うと、行政が動いてやっていたのかなと思ったのです。教育長、先ほどお答えしていただいて、詳しいことが私が調べた以上にはっきりわかったのですけれども、今、言ったように民間だとか別のそういう会社と連携をとって、それでやっていかなければ、恐らく財力的にもいろいろな部分でできないと思います。ただ、先ほど言ったように、行政の中でそういう団体が入ってきたら、バスを使って、その手助けをすとか、そのほかにまだまだいろいろと知恵をかしてあげるとか、どの場所に行ったらどうこうだとか、これから入ってから恐らく運営していく部分でいくと、ふくしまキッズのこういう実行委員会というのは寄附だとかで補われている部分ですから、だから行政でどこの施設を使うとか、どういうものを使うと無料になって、そしてその子たちを受けて入れていくとか、ですから民泊するということじゃなくて、そのほかにも例えば集会所なり、いろいろとかからない部分あると思うのですよ。ですから、その辺の部分をいろいろと情報提供だとか、そういう部分の厚岸町の金をたくさん使えということではないのですよ。そういうような手助け、いろいろな知恵をかすだとか、みんなで受入れるだけのそういう人を紹介してあげるだとか、そういうことはできないのでしょうかということなのですが、ちょっとその辺の部分。それも大枠でいいです。細かい、どこの誰がどうしてどうなったということは要りません。そのことを、大枠でいいです。ちょっとお答えください。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（米内山課長） ふくしまキッズ夏季林間学校が、代表的なそういうイベントでございますけれども、これに係るNPO法人が中心と、先ほど答弁の中で申し上げましたが、NPO法人が中心となって動いて、ご質問者がおっしゃるように、係る経費の大部分については寄附で賄っていると聞いてございます。かなりの実行委員会の中には、メンバーには有名人も名を連ねているようでございますし、そういったNPO法人が厚岸町で実行するための行政としての協力ですとか、それから情報提供、それからイベントのノウハウ、その他に対するご相談がございましたならば、当然、協力することで、答弁書の中にも答えさせていただいております。できるだけの協力はさせていただきたいというふうに考えてございます。

●議長（音喜多議員） 7番、金橋議員。

●金橋議員 ありがとうございます。それではもうちょっと、私もそういうような資料、情報関係きちっと調べた上で、方向をはっきりと定めた上で、こちらのほうでも何をどういうふうに聞いて、行政の方たちの助けが受けれるかという部分で精査して、方向を決めた上でお聞きしたいと思いますので、この点についてまず終わりということで話をしました。

それで総体的にです。2つ目の(2)の部分の廃校の利用についてですけれども、廃校の利用については学校校舎の耐震の関係だとかいろいろな部分で、いろいろと決め事があったなかなか難しいと思うのですけれども、例えばグラウンドで、グラウンドを使ってキャンプ、テントを張るとか、あるいは一過性の部分です。ある1カ月、2カ月、あるいは1週間2週間ぐらいの、あるいは4日、5日の部分で、そこにテントを張っていろいろと社会的な部分の福祉的なもの、あるいは青少年育成をする部分のそういうような活動をするとか、そういう部分についてのグラウンドですね、それは夏でも冬でも関係ないですけれども、冬でも耐寒キャンプというのがありますから、そういうグラウンドを使うという部分については、問題はないないのでしょうか、その1点だけです。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（米内山課長） 特に問題とは考えてございませんので、ご依頼があれば、十分な検討の余地があるというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 7番、金橋議員。

●金橋議員 わかりました。いろいろとお聞きしたい部分が、全部聞くことができましたので、こちらのほうももうちょっと勉強をして、その上で質問するようにいたします。これで質問を終わります。ありがとうございました。

●議長（音喜多議員） 以上で、7番、金橋議員の一般質問を終わります。

次に、10番、谷口議員の一般質問を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 本定例会、一般質問に当たりまして、通告しておりました震災に伴う津波被害など、新たな対策について質問をいたします。

厚岸町は、500年間隔地震津波が発生した場合の浸水予想範囲と深さを示した500年間隔地震津波ハザードマップを平成22年3月に作製しておりますが、東日本大震災を受けて北海道が示した津波浸水予想図は、今までの想定を大きく超えるものとなっております。これを受けて、町として防災計画の見直しと、新たなハザードマップ作製が必要となってくると考えられますが、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

次に、今回示されました津波浸水予想図は、防災拠点災害対策本部の設置場所についても変更を余儀なくするものとなっておりますし、避難場所においても数カ所、変更しなければならないと言われておりますが、どのようになるのか。避難路・備蓄品の整備の見直し、さらに津波・浸水等の避難場所、避難路をわかりやすいものにすべきではないかと考えますが、今後の見直し整備計画について説明をお願いいたします。

以上であります。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 10番、谷口議員のご質問にお答えをいたします。

震災に伴う津波被害など新たな対策について。

初めに、「北海道が示した津波・浸水予測図は、今までの想定を大きく超えるものになっていることから、防災計画の見直しと、新たなハザードマップ作成の見直しはどうか」についてであります。厚岸町地域防災計画、ハザードマップは、いずれも早急に見直し案、作製原案を調製し、町議会への説明と防災会議の承認を得た上、年度内に町民の皆様に周知、配布をする予定であります。

次に、「防災拠点・災害対策本部の設置場所は」についてであります。現在、町ではこのたび改訂された津波・浸水予測図を踏まえ、津波警報または大津波警報が発令したときは、湖北地区については「コンキリエ」を防災拠点に災害対策本部を、湖南地区については新たに約13メートルの津波の浸水が想定された「厚岸中学校」を変更して、「森林センター」を防災拠点に、サブ的な役割を持った現地災害対策本部を設置することとしております。しかしながら、現状、この両施設は、防災拠点施設としての設備が整っておらず、災害対策本部としての機能を果たすことができないため、今年度と来年度において必要な整備を行うとしております。

なお、原則として、震度5弱以上の地震が発生した場合で、津波に関する発令がなかったとき、及び津波注意報が発令されたときの災害対策本部は、これまでどおり厚岸町役場に設置することとしております。

次に、「避難場所・避難路・備蓄品の整備」についてであります。1つ目の避難場所

については、まずは整備の前に、改訂された予測図で浸水域となった避難場所を見直すとともに、東日本大震災時の実態と避難に要する時間などを考慮し、避難場所を新たに追加指定することといたします。

その内容ですが、湖北地区については、白浜地区の「白浜高台」を「真竜墓地」に変更すること、門静地区の「田崎土建前の空き地」を廃止して「厚岸望洋台駐車場」に統合すること、また、新たに「宮園丘陵地区集会所」と「尾幌酪農ふれあい館」を追加指定することとしております。

一方、湖南地区については、末広地区の「斉藤宅干場」、「イーモント号の看板付近」、「広涼寺跡」を「道道別海厚岸線付近」に、梅香地区の「厚岸中学校」を「桜通り頂上横高台」に変更することとし、現在、避難場所とするべく改修工事中の「コアぽんときらく」を新たに追加指定することとしております。

このほか改訂された予測図で、浸水域となった門静地区の「門静神社周辺」と床潭地区の「床潭中央高台町有地」については、裏側にさらなる高台があることから、その高台へ上がるための簡易式避難用階段を、「桜通り頂上横高台」と併せて整備した上、これまでどおり避難場所に指定することとしております。

なお、このたび開催した「津波浸水予測図改訂に係る住民説明会・津波防災対策に関する懇談会」において、地域の皆さんにこれら見直し案を説明したところ、おおむね了承をいただきましたが、地区によっては他の意見や要望もありましたので、早急にこれらの場所を確認し、当該地区との協議を踏まえ、新たな避難場所を定めたいと考えております。

また、新たに指定する避難場所の整備については、今年度予定している整備を除き、さらに整備が必要な備蓄倉庫、トイレ、備蓄品などを洗い出した上、来年度の予算化に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

2つ目の避難路の整備については、今年度の繰越事業で整備を予定しているコンキリエと松葉地区集会所裏山へ上がるための避難用階段と、先ほど申し上げました3カ所の避難場所に設置する予定の簡易式避難用階段を除き、今年度における避難路、避難階段の整備計画はありませんが、さきの説明会・懇談会では、真竜墓地へ上がる簡易式階段を不安視する声もありましたので、改めてすべての避難場所を調査、検証した上、来年度の整備に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

3つ目の備蓄品の整備については、既に町では昨年度から今年度にかけて、備蓄食料、飲料水、避難用テント、毛布を増量し、ライトつきラジオを整備してきたほか、年内には灯油ストーブ、灯油携行缶を整備することとしております。また、新たに整備としては、来年度において避難所での長期避難に必要な簡易間仕切りなどを考えております。

次に、「津波・浸水等の避難場所・避難路をわかりやすいものにすべきではないか」についてであります。現在の地域防災計画では、火災の発生、延焼拡大という状態から、町民の皆さんが迅速、安全、安易に避難できる場所として、公園、グラウンド等を指定している「広域避難場所」、家屋の倒壊、火災等によって住居を失い、または浸水等によって居住することが不可能と認められる方々を収容する施設を指定している「指定避難所」、津波警報等が発令された場合、津波発生のおそれがある場合、または津波が発生した場合に、町民の皆さんが迅速に避難し危機回避できる場所として、海拔10メートル以上の

高台にある施設、駐車場等を指定している「津波避難場所」を、それぞれ定めております。

また、「広域避難場所」と「津波避難場所」には、表示板を設置しております。

これまで町では、特に津波避難場所について、毎年実施している厚岸町防災訓練において、また、町広報やホームページ、さらにはこれまでに町が配布してきたハザードマップなどで周知をしてきておりますので、多くの町民の皆さんには、個々の津波避難場所を認識していただいているものと考えております。しかしながら、これらがわかりづらく、またこれらを混同して認識されている方が、町民の皆さんの中に少しでもいるのであれば、新しく作製するハザードマップや町広報などを活用し、さらにわかりやすい方法で周知を図っていかねばならないと考えております。

また、避難路については、これまで避難経路を含め、町が指定し、町民の皆さんに周知してきておりません。町としては、あくまで町民の皆様が、個々に、またそれぞれの家族で最も早く、最も短い距離で避難できる避難場所と避難経路を考えていただくことが肝要であると考えております。

以上であります。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今、ご答弁をいただいたのですが、今回、北海道がワーキンググループを設置して、そのワーキンググループが太平洋沿岸の津波等の見直しを行っているわけでありまして。それで今回示されているのは、今までは想定外ということが言われて、三陸の東日本大震災なんかでは言われているわけですが、今後は想定外という言葉は使わないようにしようというのが、今回の予測図の変更の見直しだというふうに聞かされているわけですね。そういう立場に立って、厚岸町では1000年に1回起きるかどうかわかりませんが、1000年に1回があすなのか、あと数百年先ほどになるのかかわかりませんが、そういうときにでもこういうことは起こり得ますよということを、いろいろなデータを駆使した中で作り上げたのが、今回の予測図であるというふうに理解をしているのですが、それでいいのか。

それで今回、広報にこのような予測図を発表しておりますよね、それで北海道でどういうふうにしたのかなと思って、私もちょっとインターネット等で調べてみたのですが、こっちが湖北で、こっちが湖南の予測図だというふうになっているわけですね。この予測図には浸水予測と同時に、証拠のデータもこれに入れているわけですね。それでこれを見ると、これだけを見ると何でここが1メートルなのか、これで見ると1メートル未満ですね、そしてこのあたりが10メートルから15メートル、ここは5メートルから10メートルというふうになるのかということがわからないんですけれども、それをずっと調べていたら、簡単に証拠がわかりますよというのが、同じ危機管理のホームページの中に試験公開で、証拠がわかるというところがあるのですね。

それで真龍小学校が何メートルあるのかなってやってみたら、右クリックをすると4メートルです。我が家は何メートルかなと思ってやってみたら5メートル、役場は1メートル、出るのですが、この地図もかなり古い地図で真龍小学校の位置が、まだ今

の警察のほうに寄ったのがそのまま載っているのですけれども、国土地理院のデータにしては余りにもひどいのではないだろうかというふうに思うんですけれども。やはり後できょう配られていましたけれども、厚岸町の57号の資料に、海拔の何メートルですよというのと合わせていけばいいのか、それとも今回作られている予測図をもとにしてハザードマップ、あるいは防災計画を、防災計画は作り直すというより修正するのかなというふうに思うんですけれども、作り上げていかなければならないと思うんですよね。その際に、厚岸町はハザードマップを作るに当たってはどういう考えでいるのか、町単独で作り上げようとするのか、あるいは委託に出してしまおうという考えでいるのか、そのあたりはどういうふうに考えているのか。

それで北海道防災会議、つい最近やっているのですけれども、その中に計画の変更を道内7自治体から出されているというふうに言っているのですけれども、厚岸町は7自治体に入っているのどうかということです。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（曾田課長） お答えをさせていただきます。

まず1点目の厚岸町として、想定外のものとして捉えているのかどうかということなのですけれども、厚岸町としては、このたび北海道から6月28日に示されたこの津波浸水予測図、その説明会の中では500年間隔地震、平成17年に北海道が示した500年間隔地震、その中で最も最大と考えられる津波の想定をこのたび出されたということでありますので、これのもとに当然、厚岸町としては対策を立てなければならないだろうということと考えております。

2点目の町単独でハザードマップを行うか、それとも委託するのかということですが、これに関しては町が、このたび北海道から、今、国土地理院の地図を使って示されておりますので、これを加工した中で厚岸町が作製をし、ただし印刷だけは業者に発注しようと考えていますけれども、町単独で発行したいということと考えております。

また、最後の7自治体の中に入っているかどうかということですが、今、見直し案はこれから作製することにしておりますので、地域防災計画ですね、まだ7自治体の中には厚岸町は入っておりません。

以上です。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今回、浸水予測図は発表されておりますよね、だけれども、それによってどういう被害を受けるかということは、今回の予測図が発表された段階では示されておられませんよね。それでワーキンググループの中でも言っているのですけれども、南海トラフの向こうでの地震災害がどうなるのか、そしてそれによってどういう災害が起きるのかと。それで今回、南海トラフのが32万人でしたか、ちょっとその数は正確ではありませんけれども、そのくらいの方々が亡くなるおそれがあるという結果を公表していますよね。それで、それを受けた形でこちらでどういう災害が起きるのかということが、そ

の後検討課題になるというふうに言われておりますが、そうであればやはり、その結果も載った上でのある程度、住民にこういうことが起きますよと、もし最大規模が来た場合に、そういうことを示していかないと、ただ浸水このぐらい来ますよとだけではだめだと思うし、何よりも津波災害というのが三陸の人でも、自分たちのところにはそんなひどいのは来ないだろうと。そしてインドネシアのスマトラ沖ですか、あっちの津波を見て、ああいうことが我々のところでは起こり得ないのだというふうに大概の方が思っていたと、地震研究でも思っていたというのですよね。ですから、あれが実際に目の当たりにしてみてこういうことがあるのだと、来てみて初めてわかったということなんですよね。

ですから、我々も、あれは三陸沖の海底だとか地形だとかそういうものから、ああいうことが起こり得るから、あれはあっちの話だというふうに思っていないし、もしああいう巨大なものが発生した場合には、この地域でどういう被害があるのかということもある程度、これと重ね合わせたものを示していただかなければだめではないのかなというふうに考えますけれども、そのあたりはどうなのでしょう。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（曾田課長） お答えをさせていただきます。

このたび北海道が示したものの、これは津波の想定ということで説明会でも説明を受けたところでありますが、その中で実際にその説明会に、町長も一緒に出席をいたしました。厚岸町として、これは浜中町も同じような質問をしておりましたけれども、津波の想定だけでは住民の理解は得られないと、この中には当然にマグニチュード、さらには震度階というものも示していただかなければ、なかなか住民への浸透は図られないということで、お聞きしたところ、まずマグニチュードについては500年間隔地震の中での想定ではあるけれども、さらに津波とマグニチュードと地震を結びつけることは、なかなか難しいのだということでありましたが、とりあえず9.1の想定とせということで言われております。このたびの東日本大震災を見れば、マグニチュード9.0で最大の震度については7ですから、当然、町としても震度は6強、7を想定すべきなんだろうというふうに考えます。その中で、これから対策を進めていくと、既に対策進めている部分もありますけれども、対策を進めていかなければならないと。

並びに、その被害想定であります、その説明会の中でも南海トラフの被害想定が出てから、北海道としても考えていきたいというお話がございました。既に各自治体への下調査は行っているようであります。実際に厚岸町のほうにも参りました。ただし、これも南海トラフの想定を見てからということでもありますので、早ければ来年度中に、被害想定ですので、かなりの時間と労力を要するものだというふうに考えますので、その被害想定を待ちたいと思いますけれども、今回の示された津波浸水予測図を見れば、ほぼ全域が浸水地域に入っておりますので、その被害の想定もある程度はされるだろうというふうに考えます。

ですから、基本的には厚岸町の平地の部分については、既にこのような想定で津波があった場合には、すべてのみ込まれるという想定のもとに、とり行っていかなければな

らないというふうに考えています。ただし、その被害想定というのは浸水域がどこだとかということではなくて、死者が何人で、けが人が何人で、家屋の損壊は何件でという形での想定なんだというふうに思います。前回の500年間隔地震を見ればですね。ですから、それよりもさらに増えることは十分に想定されると思いますので、その辺は北海道からの想定を待たないうちに、町として対策を進めていかなければならないなというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 そういうことで、ただ、浸水がこのくらいまで来るというだけではなくて、やっぱり津波の恐ろしさですよ、それを全町民に知っていただくとか、そういうことをしていかなければだめだと思うのですよ。それを、残念ながら、まだまだ私たちの町内会でも、この間の厚岸の津波災害、厚岸町役場をお願いして見立てていただいて、「うわぁこうなんだ」というふうに思ったんですけれども、実際、自分たちのところに来てないと、うちは大丈夫なんだというふうに思いますよね。それで、今回示されたものを、もしあれに重ねていくとすれば、どういうふうに厚岸町の現状になるのだというものをできるだけ、北海道のほうでも示されていませんけれども、早急に示していただいて、町民にもその恐ろしさを実感していただくということが大事ではないのかなと。

三陸では、ずっとそういうことが繰り返し繰り返しあったにもかかわらず、そして10メートルの防潮堤、防波堤があるから、もう大丈夫なんだと言っていたところが、それをはるかに超える津波で、宮古の田老みたいなところは壊滅的な被害を受けているわけでしょう。それから、役場の職員だって陸前高田みたいに4階建ての建物がありながら、2階建ての市民会館だとか公民館が避難場所だということで、市役所の職員がそちらいで多くの方が亡くなって、4階まで避難した人が辛うじて逃れてしまった。それで今でも、あの市役所の中に車から書類から散らかって、私、この4月行ってきたのですけれども、ひどい状況になって残っているのですよね。南三陸は防災庁舎は骨だらけ、骨だけが残って、何か慰安所みたいな感じになっているのですけれども。そういうことをやっぱり厚岸町で絶対に起こさないというものを作っていかなければならないし、町民に意識していただくということが、どうしても大事ではないのかなというふうに考えるんですよ。

ですから、自主防災組織を作れ作れと言われてはいますけれども、非常に苦労しています。我々も。ですけれども、やっぱりそれが両方細かく、何回もやる以外ないのではないのかなと。それで、今、町長の先ほどの説明にもありましたけれども、説明会をやって、来てくれて、意見を述べてくれたというふうにおっしゃっている。これはやっぱりいいことだと思うのですよ。ですけれども、これを細かくやっていく必要があるんじゃないのかなと、来れなかった人は地域に行けば、話を聞いてくれるかもしれないのですよね。ですから、あるいは年代別に話を聞くだとか、そういうものを作ってくだとかしなければ、いいハザードマップにはなっていない、あるいは自分たちがどう避難するかということに、結びついていかないのではないのかなというふうに考えますけれども、その点もう一度伺いをいたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私から答弁をさせていただきます。

今、谷口議員のご質問、全くそのとおりです。大事なことです。地震はもちろんですが、津波の恐ろしさ、これは歴史が物語っております。特に、厚岸町も何度も来ているのです。しかしながら、町民の防災意識極めて低い、これは現実です。

昨年3月11日、統計で明らかに出ました。私も大変心配をいたしておるところでございます。太平洋沿岸の自治体の当時の避難場所の避難率、厚岸が最低でした。隣の浜中が44%、厚岸町はご承知のとおり12.8%しか避難していません。ただ、考えますことは、避難所ではなくて途中で車で避難していたとか、親戚の家で避難したとかいう方もいるとは思いますが、ただ、避難所に対する統計がこのような状況になっていると、しかも大体は太平洋沿岸の自治体においては30%以上です。そういう点を考えますと、ご指摘のとおりでありますので、町といたしましても防災意識を高めていながら、自分の命は自分で守る、逃げるが勝ち、地震が起きたらすぐ高台に逃げていただきたいという意識をさらに強めてまいりたいと、そのように考えていますのでご理解をいただきたいと存じます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 そういうことでハザードマップだとか、防災計画の見直しを進めながら災害の対策拠点だとか、それから避難所をやっぱりきちんとしていただかなければならないと思うのですよね。それで今、示されているのは町が考えて、地域の声も入っているのでしょうけれども、大体考えて避難路、避難場所、そういうものを設置してきているし、去年の経験なんかを踏まえた備蓄品の整備、さらに追加しなければならないものの整備を進めようということになってきていると思うのですよね。

それで「釜石の奇跡」という言葉が言われておりますし、「津波てんでんこ」ですか、向こうで長くから言われている。それは勝手に逃げて、あとは知らんよではなくて、先ほど町長がおっしゃった避難をどう進めるかということが、家庭の中、あるいは地域、学校だとか会社だとかいろいろなところで、そういうものが共有しながら、もし何かあったときはまず逃げよう。そしてそこに行けば、必ず家族は会えるよというようなことを作り上げたのが、釜石の例ではなかったのかなというふうに思うのですよね。だから勝手にばらばら逃げて、年取った人を知らないよ、体のぐあい悪い人知らないよではなくて、そういう人たちはどうするのか、あるいは家族の中でどうやっていくのか、絶対家族が絶えてしまうようなことをしてはいけないよというのが、「津波てんでんこ」の教えだったと思うのですよね。そういうことをやるためには、やっぱりふだんの地域やそういうものをしながら、あるいはそういうことをすることによって、地域でどんな声があるのかと。

今、避難路、避難場所、備蓄、そういうものを進めるけれども、ここまで避難路を作った、ここまで避難場所を作ろうとしていると、だけれども、それでいいのかということ

もやっぱり町民にも、投げ返していく必要があるのではないのかなというふうに考えるのですけれども、その辺ではどうなのでしょう。ですから、釜石の例を見たら、やっぱり学校の父母の要望でつくった避難路なんですね、そういうのがあるのですよね。ですから、意外と町民、町がやってくれるからいいんだではなくて、町が見落としているところがあるかもしれないのですよね。そういうこともいろいろな団体や個人含めてなんですけれども、そういうところからも十分意見を聴取していくということが、防災については特に大事なことでないのかなというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（曾田課長） このたび8月に、各地域でこの説明会を行わせていただきました。あわせて懇談会も行った中で、地域からはさまざまなご意見いただきました。場所についてもさまざまな提案がございました。これは9月中に、先ほど第1回目の答弁でもしておりますとおり、場所の確認をそれぞれの地域の人たちとしながら、改めて決定をしていきたいということであります。

防災教育、これは釧路市での説明会でも准教授が言っておられましたけれども、防災教育というものが、一番これからは重要なんだということを申し上げておりました。その中で、これが引き続き町の言い伝えになっていくのだろうということで、今、町長もその防災教育に今後も力を入れていくということで申し上げております。ですので、今回の9月号にも広報に書かせていただきましたけれども、地域からのご要望、さまざまな会合の中で人が集まるときに、このお話の要望があれば、いつでも私も行って説明をさせていただきますし、その中でご意見等も伺ってまいりたいというふうに考えていますので、これから、いずれにしましても避難計画、地域防災計画、地域防災計画の場合は基本的な部分になりますので、津波避難計画の作製に当たって、地域の方々のご意見も入れながら計画を策定していきたいというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 そろそろ終わりにしたいのですけれども、この計画を作ったり、それから今言われた教育を進めるということになると、外部の力も必要ではないのかなというふうに思うのですよね。それで厚岸にずっとかかわっていただけるような専門家というか、そういう人たちを確保しておく必要があるのではないのかなというふうに思うのですよね。釜石の場合だって、ああいう先生がいたり、あるいは「津波てんでんこ」をずっと、昔の言い伝えをきちんと今度は自分なりに理解して、それを地域で定着させようと努力した人もいますよね。そういうことだとか、ハザードマップをつくる上でも、また別な専門家が必要なかもしれないけれども、そういうものを厚岸町としても常駐すれとは言わないけれども、一定の時にきちんと来ていただいて、その先生の話聞く機会を持つだとかということが、できるような仕組みをつくっておく必要があるのではないのか。そういうことによって、先ほど町長が残念がっていましたが、避難がな

かなか、避難をする人を増やすことができないと、最低だったというようなことにならなくて、これがやっぱりぐっと伸びましたよというような状況をつくり出していくには、そういう人たちの力もかりなければだめではないのかなというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えさせていただきます。

専門家を登用したらどうかというご意見、大変いい意見でございます。実は厚岸町といたしましても、かつて防災講演会を何度も開催をし、専門家の意見をお聞きをいたしておるところでございます。

今、釜石市のお話でしたが、片田先生、この先生は防災教育の専門家と同時に、落石におきましても津波が来たとき船を出すべきか、それとも直ちに戻るべきかとか、落石漁業協同組合が中心になって、今、研究を重ねておるようであります。そういうことを考えますと、やはり我々もそういう専門家の知恵が必要になるときもあるし、また大事だろうとそのように思っておりますので、その点につきましてはいろいろとやっておりますけれども、研究させていただきたいと、いい考えであるということを申し上げておきたいと存じます。

それと今回、昨年の東日本大震災以来、災害対策基本法大きく変わりました。そこで一番大事なのは、先ほどもお話ありましたけれども、地域防災力です。これを高めていただきたいということでもあります。その一つとして、自主防災組織があるわけでございますので、この点もいろいろと自治会にもお願いをさせていただいているおるところでございます。

もう一つは、防災教育です。私も教育委員会と連携を図りながら、この防災教育を進めていかなければならないということで、今、教育委員会としても教育行政いろいろある中で、この防災力を高めるために、校長先生等含めて盛んに活動をいたしておる姿を見て、私も大変うれしく思っておるわけですが、さらに命というものを大切にすることを念頭に置きながら、防災対策を講じていかなければならない、そのように考えておりますのでご理解いただきたいと存じます。

●議長（音喜多議員） いいですか。

●谷口議員 はい。

●議長（音喜多議員） 以上で、10番、谷口議員の一般質問を終わります。

次に、8番、竹田議員の一般質問を行います。

8番、竹田議員。

●竹田議員 さきに通告しておりました質問通告書に従って質問をしたいと思います。

1として、津波の避難対策について。

(1)現在の居場所からどこにどのように避難すればよいのか。

(ア)として、個々に自分はどこに逃げればよいのか、わかっているのか。特に、独居者の老人、障害者は誰を頼ればよいのか。自治会の中で具体的に、いざというときに役立つよう話し合いができるように、町として協力、アドバイスをしていく体制をとるべきと思うが、いかがか。

(イ)津波から命を守るため、被害を最小限にする方法として、救命胴衣を身に付ける方法かどうか。また、何らかの理由で逃げ遅れた人にも効果的と思う。特に、海に近い人は逃げるとき身に付けることで、まずは浮くことが助かる方法の一つであると思う。そこで、町として救命胴衣を常備するように町民に呼びかけるなど、または補助することも考えるべきと思うが、いかがか。

2として、見守りシステムについて。

(1)独居の障害者、老人世帯の見守りシステムの実現に向けた調査はどこまで進んでいるのか。

(ア)目処について。(イ)どこまでやれるのか。

以上です。よろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 8番、竹田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の津波の避難対策について、「現在の居住場所から、どこにどのように避難すればよいのか」のうち、初めに「個々に自分はどこに逃げればよいのかわかっているのか」についてであります。厚岸町では、平成5年の釧路沖地震と平成6年の北海道東方沖地震の教訓を踏まえて、これまでおおむね裏手高台を定めていた津波避難場所を平成7年に見直し、現在の原型となっている47カ所の個別具体的な津波避難場所を、目安となる避難対象区域を加えて指定いたしました。

この間、津波避難場所については、必要に応じ、追加、廃止、変更を行い、現時点では43カ所となっております。町としては平成7年から昨年まで継続して実施している厚岸防災訓練における避難訓練で、また、訓練に当たっての町広報や折り込みチラシで、さらには平常時から町のホームページで周知をしてきておりますし、これらのことに加え、町民の皆さんには平成7年と8年に津波防災マップ、平成22年には500年間隔地震に基づく津波ハザードマップを配布し、津波避難場所の周知を図ってまいりました。

また、先月実施した「津波浸水予測図改訂に係る住民説明会、津波防災対策に関する懇談会」においても、改訂された予測図と合わせ、区域ごとの避難場所と予測図改訂に係る見直し案について、説明をしてきたところであります。これらの取り組みから、ほとんどの町民の皆さんには、どこが津波避難場所であるかという認識は持っていただいていると考えております。

ただし、個々に自分がどこに逃げればよいのか、また、それがわかっているのかということについては、町民の皆さんが、津波の到達時間と避難に要する時間を考慮した上、個々に、またはそれぞれの家族の中で、避難場所を選択されることが重要であると考えますし、家族での話し合いや繰り返し避難訓練に参加されることで、さらにその認識が

深められるものと考えております。

また、新しい津波ハザードマップを配布する前に、少しでも早く町民の皆さんに認識を深めていただくため、改訂された津波浸水予測図と津波避難場所の見直し案などを町広報9月号でお知らせしたところではありますが、今後も家族と自らの命を守るためには、直ちに高台へ避難することが最善の対策であることや、家族全員がその認識を持ち合うことが重要であることを、積極的に啓発してまいりたいと考えております。

次に、「特に独居者の老人、障害者は誰を頼ればよいのか」についてであります。津波警報等が発令されたときには、防災行政無線による避難勧告などにより、沿岸地区の住民の皆さんは、原則として、一斉に避難場所や高台へ避難していただくこととなりますが、その際、一人でも多くの町民、特に独居の老人や障害者の方々に避難行動をとっていただくためには、日ごろから隣近所の方々の協力が必要であると考えます。

また、実際に津波警報等が発令され、第1波の津波到達時間が、改訂予測図による24分から29分と予想された場合、役場職員や消防職員が個別に避難の手助けを行うことはできないものと考えます。そこで、現在、各自治会に体制整備をお願いしている自主防災組織の力が必要となります。しかしながら、昨年の東日本大震災では、津波到達までの時間的余裕があっても、実際に避難をしなかった高齢者や障害者の皆さんが多くいたことを考えますと、このような方々に避難行動をとっていただくことは容易ではないと考えますし、この人たちを助けようとして、自らの命を亡くしてしまうことも考えられますので、まずはふだんからの声かけを行っていただくことが肝要であると考えております。

次に、「自治会の中で具体的にいざというときに役立つよう、話し合いができるように、町として協力、アドバイスをしていく体制をとるべきと思うが、いかがか」についてであります。町としても東日本大震災の被災地における近隣住民間での声のかけ合い、助け合いが人命を救う上で重要な役目を果たしたことを踏まえ、これまで以上に自主防災組織の必要性和重要性を改めて認識し、以後、積極的に自治会に対する結成の働きかけを行ってまいりました。ことし4月には、全自治会を対象に自主防災組織に関する説明会を開催し、組織の設立、計画の作成などを説明する中で、組織化、あるいは活性化に向け、自治会が抱えている問題点が意見として出されておりましたし、町としても積極的に協力させていただきたいということを申し上げました。

また、この説明会後においても自治会からの要請により、「組織の内容についての相談会」や「自治会役員等を対象とした勉強会」に参加させていただくなどして、自主防災組織の結成や活性化に取り組んでいるところであります。この取り組みは、一朝一夕では進まないものであること、また、特に実働化については、自治会にとって大変な労力を費やすものであることも十分認識しております。今後も町としては、さまざまな先進地事例などを研究し、それを自治会に情報提供しながら、さらには自治会の皆さんと意見交換をしながら、自治会の皆さんと一緒に、この取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、「津波から命を守るため、被害を最小限にする方法として、救命胴衣を身に付ける方法はどうか。また、何らかの理由で逃げ遅れた人にも効果的と思う。特に、海に近い人は逃げるとき、身に付けることでまずは浮くことが助かる方法の一つであると思う。

そこで町として、救命胴衣を常備するように町民に呼びかけ。または補助することも考えるべきと思うがいかがか」についてであります。東日本大震災では、犠牲者の死因の92.5%が水死でありました。救命胴衣の着用については、国の中央防災会議に設置する「防災対策推進検討会議・津波避難対策検討ワーキンググループ」の会議の中で、「100%の保障ではなく、何%助かるならばという世界の話であり、ライフジャケットを着れば助かるという話ではない」という意見があったほか、仮に着用していたとしても圧倒的な水量の津波が押し寄せた場合には、多くの漂流物や構造物がぶつかり合いながら漂流する流れに巻き込まれ、危険性もあるとの見解も示されております。

また、一方、東南海・南海トラフ地震による大津波の発生が危惧されている和歌山県では、既に県内の市町村の学校や幼稚園に配備している事例がありますし、実際に東日本大震災では、ライフジャケットを着用していたために、助かったという事例もあったとのことでもあります。しかし、東南海・南海トラフ地震の想定では、津波の第1波の到達時間が最も早い地域で5分から10分とされており、逃げ遅れる危険性は極めて高く、ライフジャケットの配備は、少しでも犠牲者を減らすための有効な方法として取り入れた対策であると考えられますが、今回の改訂で到達時間24分から29分と想定された厚岸町としては、あくまでも津波避難場所や高台への少しでも早い避難を最優先に、町民の皆様へ周知徹底してまいりたいと考えております。

しかしながら、仮に津波にのみ込まれたとしてもライフジャケットを配備して、これを身につけることで、少しでも津波の犠牲者を減らすことができるという減災の観点からは、この対策が効果的であると考えられることもできますので、今後、町としてはこれらの事例や実態などを十分に検証した上で町民への呼びかけ、また、購入に対する補助について、慎重に検討してまいりたいと考えております。

続いて、2点目の見守りシステムについて、「独居の障害者、老人世帯の見守りシステムの実現に向けての調査はどこまで進んでいるのか。めどについて、どこまでやれるのか」についてであります。町では、第2期厚岸町地域福祉計画において、人に優しい福祉のまちづくりを基本目標として、施策の方向を地域生活を支える仕組みづくりとし、基本施策を見守る支援の体制づくりとして、貧困やひきこもり、家庭内暴力、虐待、自殺など、新たな社会問題に対する取り組みを掲げているところであります。

支援を必要とする人を、漏れなくカバーする仕組みづくりが求められていることから、民生委員児童委員や自治会を中心に行われている見守り活動を広げ、公的な福祉サービスでは対応できない地域の課題などに対応するとともに、日ごろからの助け合いや支え合いが地域で展開されるように、地域住民が支援者となる環境づくりを進めているところでございます。

主な取り組みについては、自分の責任で、自分が行うことの位置づけで、「日ごろから隣近所とのつき合いを大切にする」、「認知症や障がい者の理解を深める」、「認知症サポーターになる」、周囲や地域が協力して行うことと位置づけた「隣近所での安否確認のシステムづくり」、「生活支援員の推薦をふやし、活動を支援する」など、個人や周囲、地域、あるいは民間では解決できないことについては、「民生委員児童委員の研修を行う」、「関係機関と連携し、安否確認に関する事業を推進する」、「見守り活動と連携し、また情報提供を行い、支援を必要とする人が地域で孤立しないよう努める」、「認知症サポーター

養成を継続する」、「心の健康づくりを普及啓発する」などの内容となっております。

昨年8月には、厚岸町社会福祉協議会が中心となり、「厚岸町地域支え合いネットワーク会議」が立ち上げられ、社協で策定している「地域福祉実践計画」の最終年度を1年繰り上げて策定された、平成24年度からスタートした「あつけし地域福祉実践ぷらん」にも地域福祉ネットワークづくりへの取り組みが盛り込まれ、行政が策定した計画との調和を図る展開が行われております。

なお、「厚岸町地域支え合いネットワーク会議」は、社会福祉協議会、町、民生委員、警察署、医療機関、消防署及び一部の自治会で構成し、具体的な取り組みを通して連携を図るネットワークを形成しようとするもので、高齢者や障がい者などの日ごろからの見守り、災害時要援護者の把握と災害時の支援体制の整備、日常にかかわることができるサロンなどの実施に取り組んでいるところでございます。

これまでに登録制で、ボランティアによる安否確認のためのハートコールサービスの実施、緊急通報装置の設置、要介護認定者への介護サービス提供の際の声かけ、認知症サポーター養成、民生委員児童委員の自己啓発研修、社会福祉協議会に対する地域サロンづくりへの支援などを行ってきております。

また、昨年11月から、災害時等要援護者登録事業を開始することができ、登録された情報は、消防における救急活動と医療の連携、災害時における要援護者支援との連動を図るものとして、個人情報管理に配慮しつつ、その情報を共有、孤立死などの社会問題に対する、町民の意識高揚を図ってまいりたいと考えているところでございます。

なお、2月には65歳以上の高齢者のうち、要介護者及び要支援者を除く全員の皆様方、約2,600名に介護予防のための基本チェックリストを送付させていただいているところでございます。アンケート方式で回答をいただく内容から、「生活機能の低下度合い」や「介護が必要となるおそれがないか」をチェックするもので、おおよそその実態が把握できたものと考えているところでありますが、回答できなかった方を含め、未回答となされた方々に対しては、個別調査により実態把握を行っており、今後において情報の更新と、新たな対象者の実態把握を行っていく体制を整備してまいります。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 まず、自分自身がどの経路を使って、どのように逃げればよいのかという部分を、頭の中ではっきりするということが非常に大事であるということから、机上の空論ということが確かにありますけれども、自治会等で集まったときに、自分の自治会の専用のマップを作って、そのマップの上でどこの家の人は泳げる人、泳げない人がいる。また、高齢者がいるいない、車いす等であるとかないとか、皆さんが走れる健康状態にある人だとか走れない人がいるとか、歩ける人もいるけれども、歩けない人もいると、そういった一軒一軒、一人一人の具体的なことを把握するということがまず大事だということで、地域の自治会ごとの地域マップをつくって、一軒一軒の住宅地図みたいのを載せた中で海岸から何メートル、そして自分の避難経路まで何百メートルあるのかということとを一人一人認識すると。そしてどの道を使って避難するのかということとを自治会

ごとに話し合うことが、非常に効率的であるというふうにホームページ等で出ていました。その上で厚岸町として、その具体的な対策をしていく上で、本当の一人一人の命を守るという観点から、町として自治会にアドバイスと研究を重ねながらしていったということなのですね、その点についてお答えしてもらいたと思います。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（曾田課長） 3.11以後、総合振興局と釧路市が、この図上訓練というものを行っております。釧路市で行われる都度、厚岸町の職員もそれに出席をして、その図上訓練の様子は見て勉強をしてきております。ただし、厚岸町は先ほど1回目の答弁でも述べましたように、既に平成7年から、今、原型の避難場所については町民の皆さんにお知らせをしてきている。釧路市の例をとりますと、これまで津波避難場所というものが、それぞれの市民の中で浸透していなかった、しかも地域の中でも自分の地域の避難場所がどこなのかということも、ほとんどわかっていないというような状況でございました。そういういろいろな問題点もありまして、釧路市を中心として今、図上訓練が行われているということでもありますけれども、厚岸町は先ほど申し上げましたように、7年から既に43カ所の津波避難場所は皆さんに周知をしてきている、ほとんど浸透しているものというふうに考えております。ですから、避難場所までの避難経路ですとか、避難路ですとか、これらについても住民の中で十分認識がされているのだろうということを考えますと、そのような図上訓練を行うまでは至らないだろうと。ただし、自治会、それぞれの中で話し合い持っていただきまして、どのような形でそれぞれが避難場所へ避難をすればいいのかという話し合いは、十分行っていたいただきたいと思ひますし、その声のかけ合い等改めて自治会の中で、何度も繰り返しながら行っていたいただきたいということを町のほうからは申し上げていきたい、お願いをしていきたいというふうに考えています。

また、防災訓練、例年行っております。ことしも10月21日に行う予定でありますけれども、この中で改めてまた自治会の中で参加をしていただき、個人個人が参加をしていただき、声のかけ合いを行っていただければというふうに考えているところであります。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 個人個人の命を一人一人守るということで話し合っているうちに、先ほど言った具体的な個人個人の弱さ、どういう実態の人たちが、この自治会にいるのかということが、その話し合いの中でどんどん出てくると思うのですよね、それが非常に肝要であるし、大事であるというふうな認識は一緒だと思います。その上で、何回も何回も話し合っていたほしいなというふうに思ひます。

ただ、自治会の話し合いの中に参加をする人たちが、必ずしも複数、多数の人たちが入れかわり、立ちかわり参加しているものではないという実態も聞きます。常に同じ人たちが集まっているような形も聞きます。そういった中で、町としての協力体制ということをお願いしたい中で、例えば車いすの方、障がい者の方、そういう人たちが少なく

とも一人でも二人でも多く参加できるような、そういう集まりの体制を町として協力して自治会に参加できるような、そういった仕組みも考えてほしいなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 今のご質問にお答えします。

竹田議員おっしゃるとおりのことだと思います。それで町民課としましても説明会とか等々、あらゆる場で自主防災組織の設立、活性化に対しまして、町としてできる限り協力させていただく、参加させてくれというお願いをしております。それで待ってばかり、自治会からの要望を待ってばかりいても進まないということもありまして、実は8月、先月ですけれども、町民課で各自治会に対しまして、自主防災組織の設立関係についてのアンケートをさせていただきました。

その内容ですけれども、組織化の進捗状況ですとか、現状ですとか、組織化を行うに当たっての問題点、または町に対する要望等を聞かせていただいております。回答のほうは、まだ全部出そろっておりませんけれども、これが出そろった段階で町としましても各自治会のほうに、個別に相談、対応させていただきたい、このように思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 アンケートということで、もう一つ飛び越えたアンケートの話をさせてもらうと、障がい者の集まり、そして高齢者の集まり等いろいろ集まりがあると思います。それから、自治会ごとの集まりもありますけれども、町全体での集まりもあると思うんですね、聴取の際のいろいろな高齢者、各自治会ごとじゃなくて、自治会ごとの集まりじゃなくて、町で主催しているそういう場所での集まりがあると思うのです。

その中でぜひ聞いてもらいたいのが、自分の自治会に帰ったときに、避難をする場合にあって、自分自身が孤独、孤立している、ひとり暮らしをしているとかそういう人たちが、津波が来た、避難するといったときに、果たして自分自身が本当にわかっているのか、また助けていただける体制になっているのか、そういった安心ができるようになっているのかどうなのかというのを障がい者とまたは高齢者等に、直接自治会を別としたアンケートをとってもらって、そういう人たちが安心できるような方向策をまた考えていただくということもお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） ただいまのご意見は、非常に重要なポイントでございまして、私どもこれまでの地域福祉計画、それから障がい基本計画等、そういった障がい者の福祉を向上させる計画づくりを進めております。その中で、今、言われた障がい者については、障がい者が団体している場合には団体へのアンケート、あるいは障がい者全

員にもアンケート、そういったことでそういった部分も加味しながら、実はアンケートを実施してきております。これは、その人がその状況と、現在の状況とは違ってきますので、引き続きそういったアンケートは必要であると思いますので、随時行っていきたいと思います。

なお、議員がおっしゃる自治会に障がい者を参加させると、そういうことでございますけれども、先般の議会でも議論をさせていただきましたけれども、現在、地域包括ケアシステムということで地域のケアマネジャー、民生委員、自治会役員等も含めて、もちろん町も含めて、一人一人特別のあらゆる問題について、庁内で解決できる方法を構築しようということを推進している最中でございますので、そういった一つの取り組みとして、ただいまのご意見を生かしていきたいなというふうに考えます。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 わかりました。よろしくお願いします。

次、津波から命を守るためにということと、救命胴衣の件についてなんですけれども、室崎議員がこの議会でも言いました波状高とか遡上高とか、津波にはいろいろ4段階があるという話をしました。この部分もあるホームページから探し立てて、いろいろと勉強させてもらいました。

津波に直接遭った場合については、確かにがれきとか、それから波は渦を巻いてやってくるので、そういった中に救命胴衣というのは、全くの無用の長物になってしまうのだということでもあります。しかし、距離が離れていくことによって、波は遡上を続けるのと一緒に、速さがだんだんだんだん落ちてきます。要するに浸水をして浸水高になるということなのですね、波の津波の場合というのは、4段階の4層になっているというのが言われているらしいのです。一番下は速度が遅い、2番目の層が次に速く、3番目にもっと速く、一番上の部分が一番速い、ところが一番上は速いのですけれども、物に当たるので失速する可能性が早いといった部分があるみたいです。一番下から、下にいと余り物に当たらずに、結局はのまれることもなく波が穏やかになったときには、体に傷つくことなく、自然に浮いてくるということがあるそうです。

そういったことでライフジャケットというものについて、いろいろな批判も確かにあると思います。町長の答弁の中に、否定するものではないということで答弁されているので、特にライフジャケットも最近は津波から命を守るための救命胴衣というライフジャケット、これがフードつきで頭部からおしりまで保護すると。救助隊に発見されやすいように、反射剤が夜でも見つかるようにしていると。気球に使われている丈夫な繊維でつくられていると、体温保持のための機能もつけられていると、これだけ素晴らしいものがつくられていても、大人1人当たり低価で5,040円ということでもあります。

ちょうどお昼になりましたので、昼からもちょっと質問させてもらいたいと思いますので、お昼前、この程度でやめさせていただきます。議長、お願いします。

●議長（音喜多議員） 昼食のため、休憩します。

再開は、13時といたします。

午後 0 時 01 分休憩

午後 1 時 00 分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

8 番、竹田議員の再質問に対する答弁から始めてまいります。

総務課長。

●総務課長（曾田課長） お答えさせていただきます。

私どもも、先ほどご質問者がおっしゃられていたライフジャケットについて、確認をさせていただいております。各メーカー、3.11以後いろいろなライフジャケット等を今現在、商品として出しているということで、防災頭巾もついた中での、また頭部・胴体部・臀部までも保護することができるということで、確認をさせていただいております。

和歌山県では直接配備をしているのは県立学校、これは県として直接配備をしていると、県内の市町村ですとか市立の幼稚園、小中学校、それに加えて社会福祉施設等に 2 分の 1 の補助をして、これらの配備を進めているという情報も得ております。1 回目の答弁でもありましたけれども、これらのことを検証して、どこまで効果があるものなのかということもこれらの先進地に聞いて、慎重に検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 8 番、竹田議員。

●竹田議員 津波のときに、実際に着て確かめてみたという事例は、ほとんどないそうです。だから、先進地に行って聞いてみるということも、聞いたからって何になるのだという話になると思います。お昼ぎりぎりに僕言っていた、津波の厚い何十メートルもなったときには、一番下、中間、その上、そして波の一番てっぺんの部分では、速度と回転の速さが全然違うという話をさせてもらいました。その上で一番、ライフジャケット救命胴衣が効果的であるということについては、転がりとおぶつかるものと速度によっていろいろな、さまざまな効果が出てくるそうです。僕の調べによると、一番下もしくは中間層にいたときの物が余りぶつからない場所、それと速度が意外と遅いものところにいた場合、それから遡上じゃなくて浸水になって、ほとんど津波の海水が浮上してくる状況、このときには速度もほとんどなく回転もないということで、ライフジャケットというのは非常に効果的であるという実験の話なのですけれども。

厚岸中学校、大体 10 メートル以上、真龍中学校で大体 10 から 15 というふうになると、こういった津波の状況で押し寄せてくるのかということにもなるのですけれども、例えば屋上にいてライフジャケットを着たときというのは、波の速さも当然、海から近いですから相当速いと思うのです。そういったときの状況というのは、無に等しいかもしれない。ただ、今回の町報で町民に流した津波の浸水予測図ということについては、心和園で大体 1 メートルから 3 メートルというふうになると、ここは回転速度相当遅くなっ

ている。ほとんど浸水に近いだろうというふうと思う、こういったところでは非常に効果的でないのかなというふうに思います。こういった場所等をいろいろ、これから研究してもらって、活用方法が生きる場所であれば、ぜひ、備えあれば憂いなしという言葉もございます。そういったことをどこに配備するかということも検討しながら進めていて、具体的に進めてもらいたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えさせていただきます。

担当課長から、先ほど答弁があったとおりでございまして、やはり人命第一に考えながら、いろいろとライフジャケットについて重要性等含めて検討していきたい、それについてもいろいろとまた考え方がありようでございまして、十分に精査しながら対応してまいりたいというふうに考えておるわけでありまして。

そういう中で、関係しておることでございますので、お話させていただきたいと思いますが、町の職員は災害対策本部設置とともに、各避難所に配置するわけでありまして。住民の誘導、その他の役割を果たす責任があるわけございまして、その際も私としては、ライフジャケットを準備したらどうかなという、これは職員だけの話であります、ということも考えていることを参考に申し上げたいと思います。

質問にあった竹田議員の場合は、全町民の対象の話でありますので、それはいろいろとまた研究させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと存じます。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 次のこの質問のときに、実はせめて町職員、本当に町長、自治体の首長がいなくなってしまったという地域もあります。ですから、本当に町長、副町長、命も大事です。我々、町民を守るための代表ですから、その先頭を切ってやっていかなければならない立場の人が、実は一番先に着たらどうなのだというのを次の質問で言おうと思っていたのです。先に言われちゃったのであれなんですけれども、町長、副町長二人だけ着て、あとの職員着ていないという話になるとちょっと問題ですけれども、先頭を切って町民を守らなければならない皆さん方のために、260数名のものを早急に買ったとしても、そんなに高額な金額にならないということだと思っておりますけれども、それは真つ先に考えていただきたいなというふうに思います。その次に、次って順番を決めるのは確におかしい話ですけれども、やはり先頭を切って町民を守るその人たちが先頭を切って現地に行って、いろいろ指示をしていかなければならない人たちが、不安全で、不防備で行くということになると、守ってやれるのも守ってやれないということがありますので、その辺、重々早急に考えていただきたいなというふうに要望をしたいと思っておりますけれども、もう一度お願いします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） やはり何といいましても人命を守る、自分の命は自分で守る、これは基本であります。助かる命を助けるということも、これは重要であるわけでございまして、そういう意味においてのライフジャケットの重要性というものは理解するのですが、しかしながら、第1回目の答弁でいたしましたとおり、いろいろな状況によって変わるわけありますので、そこは研究させていただきたい、そういうふうを考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと存じます。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 ライフジャケットの使い道として、もう一つ実はあります。これは余りにも無謀さという話の中から、余り公表していない話ということでお聞きしました話です。

がれきの下からたくさんの死者が出たということで、土の中からも出たということで、消防、警察、一般のボランティア組織が、一日も早く助けないと人の命が助からないということで、必死に探しても3日、4日、1週間、10日たつことによって、どんどん身体が腐敗してくる。見つけて大丈夫かと思って、手をかけて引っ張ろうとしたら、腐敗した肉がこぼれ落ち、骨になっていたと。その骨をさらに引き出そうとしたら、関節から取れてしまったということがどんどんどんどん増えたときに、非常に精神的なダメージを受けて、精神病になってしまったという人たちの事例もたくさん聞いています。

そういったときに、せめて浮いていればなと、せめて浮いていてくれれば早く助けられたのになと、そして早く家族に届けることができたのになという悲痛な思いもあります。ライフジャケットの使い道というの、もう一つ別な意味があるのかなというふうに思っています。そういう意味を踏まえて、また考えていただきたいなというふうに思います。

それと最後ですけれども、見守りシステムについて、ソフト面いろいろとやっていただけということに対して、感謝をする思いでいっぱいなのですけれども、もう一つ、IP告知電話の端末を使った見守りシステムという部分については、どうなっているのかなというふうに思うのですけれども、その点いかがでしょう。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（曾田課長） ブロードバンドを活用した高齢者等の見守りシステムということで答弁をさせていただきます。

現在、道内では9市町村ございます。ただし、この9市町村については、そのほぼ全体が、全部の市町村が国の補助事業を使っただけの整備でございました。これは試行的にということも含めた中での整備でございます。1回目の答弁で申し上げましたとおり、厚岸町としてはこれら見守りという部分では、アナログ方式ではありますけれども、十分にできているということからすると、これに係る経費が約1,000万円ということを考えますと、今のシステムで十分だということで、保健福祉課と総務課の中で協議を行った結果でございますので、今後も今のシステムの中で、さらに進めていきたいということで考えているところでございます。

ライフジャケットの使い道ということで、これも先ほどご質問者が申し上げられたとおり、私どももその話は調べて確認をさせていただいております。ですから、これらも加えて、ライフジャケットの装備について考えていきたいというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） いいですか、もう質問しないですか。

以上で、8番、竹田議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告のありました、7人の一般質問を終わります。

●議長（音喜多議員） ここで去る6月18日開会の第2回定例会における議案第46号 財産の取得についてにおいて、12番、室崎議員の質問に対する税財政課長の答弁の内容の中で、大体の計算として発言した部分がありましたが、精査した結果、訂正の上、正しい答弁を行いたいとの申し出がありましたので、これを許します。

税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 貴重なお時間をいただき申しわけございません。

去る6月定例会における議案第46号 財産の取得について、室崎議員より建設機械等購入事業による除雪ドーザの取得価格が、予定価格よりもはるかに下がり、その結果、一般財源が不用額としてどのくらい出るのかとのご質問がありました。

答弁では、「起債の対象外となる下取り価格が、当初が84万円でありましたが、入札結果では273万円となり、起債の対象外が増えたことにより、大体の計算では100万円程度増えるのではないかと、現在のところ見ているところでございます」とお答えいたしました。

お手元に配付しております資料をごらんいただきたいと存じます。各数値と計算式の再精査をした結果、入札後、財源見込み額では車両分から下取り分を引いた額を購入金額として、表の右上に、起債の対象外経費199万5,000円を引いた額の3分の2、733万6,000円が交付金の見込み額となり、表の右下、起債につきましては、購入金額から交付金と起債対象外94万9,000円を引いた100%の10万円未満を切り捨てた470万円が発行見込み額となり、交付金と起債を購入金額から差し引いた額96万3,000円が一般財源となり、当初予算と比較いたしますと97万5,000円の減額、いわゆる補正における不用額が出る見込みであります。

6月定例会では休憩をいただき、関係課と一定の確認をした上で答弁をいたしましたが、再精査により、ご説明いたしましたとおりであり、一般財源は現在のところ97万5,000円の減額となる見込みであると、発言の訂正をお願い申し上げます。

今後、このようなことがないよう答弁には慎重を期してまいりたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、交付金と起債は、今後、変更申請をいたしますが、決定までの過程で対象外経費の査定額などが変更となり、現在の見込み額が変わる可能性があり得ることをご承知おきいただきたいと存じます。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） これに対し、室崎議員において発言はございますか。

12番、室崎議員。

●室崎議員 何事にも間違いというのはあるものですから、間違ったことがどうのこうのって、余り言いたくはないんです。ただ、今回のように大きく当初予算と異なって、執行残が出るんではないかというようなときには、どの程度の執行残が出るのかというぐらいのことは、大ざっぱにも財政担当者はつかんでおく必要があると思いますよ。

それで、前議会で行った発言を今議会で訂正するということは、あり得ないことなのですよ、今、非常に特例的なことを議長があえて認めていると。したがって、こんなものが、この後もちょんちょん起こるようなことはあり得ないと思いますけれども、あえて苦言を呈するならば、今言ったように何百何十何円までなんか必要ないですから、大ざっぱに100万円程度の執行残は出るのではなかろうかと思われるぐらいなことは、計算機たたかなくても言えるように用意するということは大事だと思いますよ。そういう意味であえて申し上げるが、抜けているくぎはもう一度打ち直し、締まっているビスはもう一度きちんと締めて、今後の事務に当たっていただきたいと、あえて苦言を申し上げます。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私から、この機会にお詫びを申し上げたいと思います。

音喜多議長の特段な、議長としての権威の範囲の中で、訂正をお許しをいただいたわけでございます。まずもって議員各位に心からお礼を申し上げたいと思います。担当課長からもお話がありましたとおり、今後、このようなことのないよう十分に心得て行政運営をしてまいりたい、そのように考えますので、よろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これで終わりますが、今回の措置について先例としませんので、答弁において十分注意を払って行っていただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 日程第3、議案第53号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長） ただいま上程いただきました議案第53号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについて、その提案理由をご説明いたします。

現在、厚岸町は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条の規定により、5人の教育委員会委員を任命しておりますが、このうち平良木宣行委員が本年10月22日をもって任期満了となります。つきましては、同法第4条第1項の規定により、厚岸町長の被選挙権を有し、人格が高潔で、教育、学術及び文化について識見を有する同氏を、引き

続き当該委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

議案書14ページをごらんいただきたいと存じます。

住所、厚岸郡厚岸町真栄1丁目53番地。氏名、平良木宣行。生年月日、昭和36年2月3日。性別、男。職業、会社役員であります。また、平良木氏の学歴と職歴を15ページに記載しておりますので、参考に供してください。

なお、任期は、同法第5条第1項の規定により、平成24年10月23日から平成28年10月22日までの4年間であります。

以上、簡単な説明であります、ご同意賜りますようお願いをいたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、厚岸町議会会議運用内規第54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

●議長（音喜多議員） 日程第4、議案第54号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長） ただいま上程いただきました議案第54号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについて、その提案理由をご説明いたします。

現在、厚岸町は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条の規定により、5人の教育委員会委員を任命しておりますが、このうち富澤泰委員が本年10月27日をもって任期満了となります。つきましては、同法第4条第1項の規定により、厚岸町長の被選挙権を有し、人格が高潔で、教育、学術及び文化について識見を有する同氏を、引き続き当該委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

議案書16ページをごらんください。

住所、厚岸郡厚岸町梅香2丁目150番地。氏名、富澤泰。生年月日、昭和28年12月29日。性別、男。職業、地方公務員であります。また、富澤氏の学歴と職歴を17ページに記載しておりますので、参考に供してください。

なお、任期は、同法第5条第1項の規定により、平成24年10月28日から平成28年10月27

日までの4年間であります。

以上、簡単な説明でありますが、ご同意賜りますようお願いをいたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、厚岸町議会会議運用内規第54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第5、議案第55号 平成23年度厚岸町水道事業会計積立金の処分についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

●水道課長（常谷課長） ただいま上程いただきました議案第55号 厚岸町水道事業会計積立金の処分について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

議案書は18ページでございます。

地方公営企業の決算で欠損金が生じた場合は、地方公営企業法で、第1に、前事業年度から繰り越した利益があるとはその利益をもって、第2に、利益積立金をもって埋め、なお残額があるときは議会の議決を経て、特定目的のために積み立てた積立金、いわゆる任意の積立金、これをもって欠損金を埋めるものとされておりまして、水道事業においてもそのように処理してまいりました。

また、議会の議決を経てそういうことについては、行政実例において便宜上、法第30条の規定に基づいて作成する剰余金処分計算書をもって、決算の認定の議決と合わせて利益の処分の議決を受けることは差し支えないとされておりまして、その逆の欠損金処理も同様とされております。22年度決算までは、この法第30条の規定に基づいて作成する欠損金処理計算書案として提出し、決算認定と合わせて議決していただいております。

このたび、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第1次一括法及び地方自治法の一部を改正する法律の成立により、地方公営企業法の一部が改正され、利益の処分に伴う減債積立金や利益積立金の積み立て義務が廃止され、利益の処分は、条例または議会の議決により行うこととされました。また、同時に欠損金を埋める際の順位を定めた規定、つまり1番目に繰越

利益、2番目に利益積立金、3番目に建設改良積立金等の任意積立金という規定が廃止されました。

しかし、任意積立金を用いる場合、議会の議決が必要なことに変わりはありませんので、23年度決算においても決算書に欠損金処理計算書案を添付し、決算認定と合わせて議決を受ける予定でございました。しかし、第1次一括法に伴う地方公益企業制度改正に係る総務省のQ & Aの中で、決算の認定の議決と合わせて利益の処分の議決を受けることは差し支えないが、この際の議案の件名については、議案として議会の議決の対象であることを明確にすべきであることから、何々市、または何々町、何々事業会計へ利益の処分及び決算の認定についてとすることが望ましいとの見解が示されました。

そこで23年度決算における欠損処理の取り扱いについて検討をしました結果、議案として議会の議決の対象であることを明確にすべきとの趣旨に沿った取り扱いとするには、この際、別議案としたほうがよりわかりやすいとの判断から、本件を別に提出するものであります。

なお、本件は利益の処分ではなく、欠損処理のためにこれまで積み立てた積立金を取り崩して補填する内容でありまして、件名は、平成23年度厚岸町水道事業会計積立金の処分についてとするものであります。

それでは、議案の内容についてであります。

議案第55号 厚岸町水道事業会計積立金の処分について。

平成23年度厚岸町水道事業会計の欠損処理として建設改良積立金5,606万1,402円のうち、2,693万3,763円を取り崩し、これをもって欠損金2,693万3,763円を補填する内容であります。

以上、大変雑駁な説明ではありますが、ご審議の上ご承認賜りますようお願いいたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第6、議案第56号 厚岸町暴力団の排除の推進に関する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（板屋課長）　ただいま上程いただきました議案第56号　厚岸町暴力団の排除の推進に関する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明させていただきます。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が、平成20年8月に改正施行され、自治体の許認可や公共工事入札への参加を要求する行為の禁止、暴力団員の暴力的要求行為について必要な規制を行うなど、暴力団の不当な行為に対する対策が強化されておりますが、近年、暴力団はより身近な社会経済活動に深く食い込み、住民生活に不当な影響を与える存在となっております。このため全国的に暴力団の排除についての機運が高まり、これまですべての都道府県が暴力団の排除の推進に関する条例を制定、北海道においても平成23年4月に、北海道暴力団の排除の推進に関する条例を制定しており、現在、道内市町村において暴力団排除条例の制定に向けた動きが活発になっている状況となっております。

このような背景の中、厚岸町においても暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、厚岸町暴力団の排除の推進に関する条例を制定し、町の責務、町民及び事業者等の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を推進し、町民の安全で平穏な生活の確保、社会経済活動の健全な発展及び青少年の健全な育成を図ることを目的として、提案をさせていただくものでございます。

議案書19ページ。

厚岸町暴力団の排除の推進に関する条例でございます。

第1条は、目的に関する規定で、この条例の内容を要約するもので、冒頭に申し上げた内容となっております。

第2条は、定義に関する規定で、この条例における用語の定義を規定したものです。

第1号は暴力団、第2号は暴力団員、第3号は暴力団関係事業者、第4号は暴力団の排除について定めているものでございます。

第3条は、基本理念に関する規定で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことのいわゆる暴力団追放の3大運動を基本とし、町・町民・事業者等が連携のもと、暴力団の排除を行うことを基本理念として規定したものでございます。

第4条は、町の責務に関する規定で、前条に規定する基本理念のもとに条例の目的である厚岸町からの暴力団の排除を達成するために、町が果たすべき責務を規定したものでございます。

第2項は、施策の実施に当たり、関係機関と緊密な連携を図るものと規定したものでございます。

第5条は、町民及び事業者等の役割に関する規定で、町民及び事業者等は基本理念にのっとり、町が実施する暴力団の排除に関する施策に協力することを規定したものでございます。

第6条は、職員への不当な要求に対する措置に関する規定で、町が行う事務事業に対

する職員及び指定管理者が公の施設の管理を行うに当たり、暴力団員による不当な要求行為に対し、組織的に適切な取り組みを行うことを規定したものでございます。

第7条は、町の契約事務における措置に関する規定で、町が発注する建設工事その他事務事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員または暴力団関係事業者について、町が実施する入札に参加させないなどの必要な措置を講ずることを規定したものでございます。

第2項は、契約の相手方に対し、下請契約などに関連する契約の相手方から、暴力団員又は暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求めることを規定したものでございます。

第8条は、公の施設に係る措置に関する規定で、暴力団が町の公の施設を利用することにより、暴力団に利益をもたらすことがないよう必要な措置を講ずることを規定したもので、各施設の設置条例で規定している使用の制限により運用していくものでございます。

第9条は、町民及び事業者等に対する支援に関する規定で、町は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項に規定する国及び地方公共団体の責務として、町民及び事業者に対して暴力団の排除に積極的な活動ができるように、町が情報の提供を行うことを規定したものでございます。

第10条は、広報及び啓発に関する規定で、町民及び事業者などが暴力団排除の重要性について理解を深めてもらうために、広報及び啓発を行うことを規定したものでございます。

第11条は、青少年に対する支援に関する規定で、青少年の暴力団への加入防止及び暴力団犯罪からの被害防止のため、青少年及び青少年の育成に携わる者に対し支援を講ずることを規定したものでございます。

第12条は、委任規定で、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めると規定しているものでございます。

議案書21ページです。

附則でございます。第1項は、施行期日で、この条例は平成24年10月1日から施行するものでございます。第2項は、調整規定で、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、いわゆる暴対法が一部改正となっておりまして、改正法律が8月1日に公布され、きょう現在、未執行となっております。

本条例、第4条、第2項で引用しております第32条の3第1項が、改正前は第32条の2第1項であったことから、本条例が施行される10月1日から改正暴対法が施行される日の前日までの間における第4条第2項の規定の適用につきましては、第4条第2項中、「法第32条の3第1項」とあるのは、「法第32条の2第1項」とするものでございます。

以上、大変簡単な説明でございますが、提案理由の内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） お諮りいたします。

議案第56号の審査につきましては、議長を除く12人の委員をもって構成する条例審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査をすることにしたいと思いますが、ご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号の審査につきましては、議長を除く12人の委員をもって構成する
条例審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査することに決定いたしました。

●議長（音喜多議員） 本会議を休憩いたします。

午後 1 時39分休憩

午後 4 時53分再開

●議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

●議長（音喜多議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、あすに延会したいと思います、
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこの程度にとどめ、あすに延会いたします。

午後 4 時53分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 2 4 年 9 月 6 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員